

(様式1)

釧路教総第128002号

令和7年8月6日

文部科学大臣 殿

北海道釧路市長 鶴間 秀典

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

釧路市公立学校等施設整備計画その1

2. 計画期間

令和5年度～令和7年度（3年間）

（担当）

釧路市教育委員会総務課施設係

住所：北海道釧路市錦町2丁目4番

電話：0154-31-4576

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

令和7年8月6日

(2) 評価の方法

教育委員会内で事後評価を行い、釧路市ホームページに公表する。

4. 総合的な所見

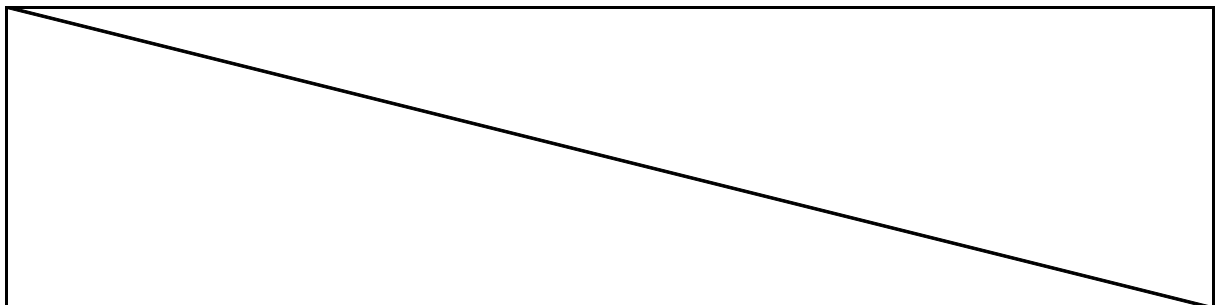
施設整備計画に計上した事業については、計画通り実施できた。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】



(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

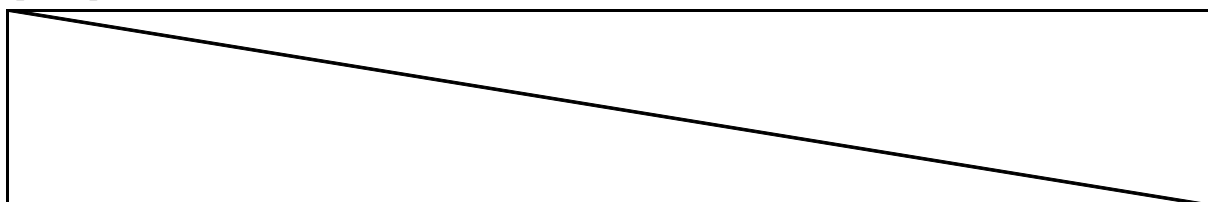
【所見】

新陽小学校については、このたびの大規模改造(トイレ)事業の実施により、トイレが洋式化改修され、愛国小学校については、大規模改造(法令等)事業の実施により、防火設備を更新し、また、愛国小学校、昭和小学校及び鳥取中学校については、大規模改造(特別防犯)事業の実施により、防犯カメラが設置され、安全・安心な教育環境の改善が図られた。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

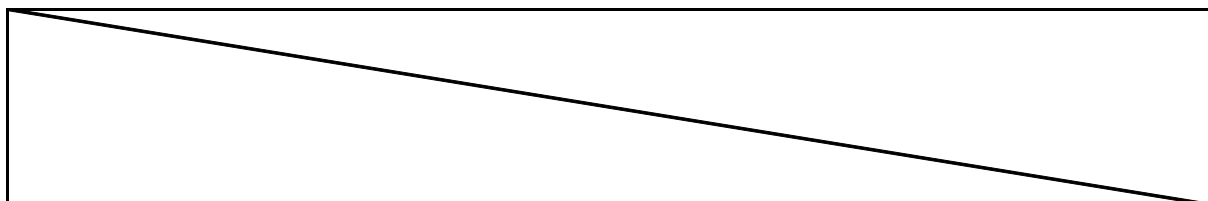
【所見】



(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】



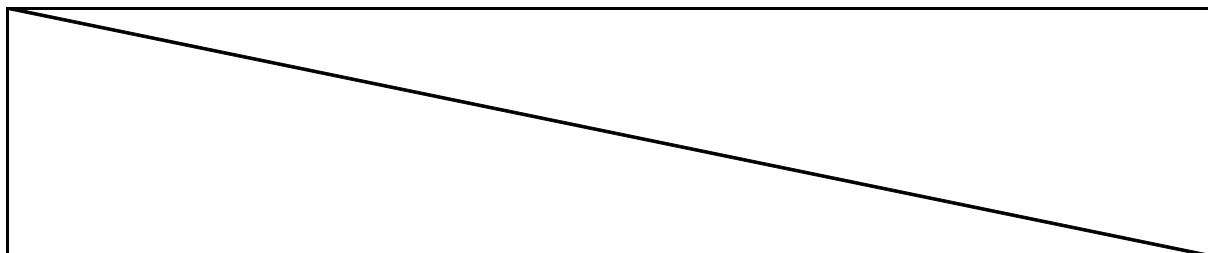
(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

老朽化した釧路市小学校給食センター、釧路市中学校給食センター、釧路市阿寒町学校給食センター及び釧路市立音別小学校調理場を廃止し、釧路市学校給食センターが建設され、「学校衛生管理基準」に基づく学校給食の適正な衛生管理を図る整備を実施することができた。

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況



(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	整備方針				事業完了 年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
		事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)			
鉦路市学校給食センター (Ⅰ期工事)	(5)	共同調理場(新增築)	-	R	R5.6～R6.3	R6.3.31		
鉦路市学校給食センター (Ⅰ期工事)	(5)	共同調理場(改築)	-	R	R5.6～R6.3	R6.3.31		
鉦路市学校給食センター (Ⅱ期工事)	(5)	共同調理場(新增築)	-	R	R6.4～R7.1	R7.2.5		
鉦路市学校給食センター (Ⅱ期工事)	(5)	共同調理場(改築)	-	R	R6.4～R7.1	R7.2.5		
鉦路市学校給食センター (Ⅲ期工事)	(5)	共同調理場(改築)	-	R	R7.4～R7.12			
新陽小学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R6.5～R6.10	R6.11.11		
新陽小学校	(2)	大規模改造(トイレ)	屋	-	R6.5～R6.10	R6.11.11		
愛国小学校	(2)	大規模改造(法令等)	校	-	R6.7～R6.11	R6.10.30		
愛国小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R6.7～R6.11	R7.2.13		
昭和小学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R6.7～R6.11	R7.2.13		
鳥取中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R6.7～R6.11	R7.2.13		